平成２８年（フ）第６６６号
東京都調布市深大寺北町６丁目49番地16
破産者　森嵜　美穂
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１１８７号
東京都町田市三輪町385番地２ハイネス四ツ木107、住民票上の住所東京都台東区西浅草３丁目24番１号
破産者　清水　朝子（旧姓落合）
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７２号
福井県坂井市春江町江留中39号５番地
破産者　へんくつ商事株式会社
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６号
岐阜市南本荘三条通３番地
破産者　有限会社村下建設
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１３９号
鳥取県鳥取市天神町19番地
破産者　株式会社大翔テック
1　決定年月日　平成29年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１０１３号
札幌市西区山の手５条２丁目３番25号　山の手サンハイツ12号
破産者　佐藤　光二
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５３５号
札幌市西区発寒５条３丁目12番２号
破産者　大西　健之
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１３号
青森県弘前市大字小沢字広野253番地３
破産者　石岡　　勝
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第１５４号
青森県弘前市大字小人町68番地、旧住所青森県黒石市境松２丁目137番地
破産者　中村　充滋
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第５１８号
仙台市青葉区川平３丁目16番14号　エクセルシャトー川平105、従前の住所仙台市泉区館３丁目19番地の７
破産者　窪田　尚範
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１１７号
福島県二本松市上竹１丁目６番地１　第２美どり荘５号
破産者　佐藤　泰彦
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第１２５２号
さいたま市浦和区木崎５丁目20番１号　メゾン・マツモト103号室
破産者　千葉　竜也
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２３４号
埼玉県川口市大字伊刈344番地の１　ヴィラコート202号
破産者　岩崎新一郎
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４０９号
埼玉県朝霞市根岸台６丁目８番７号
破産者　戎井　一浩
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４６０号
埼玉県久喜市上町９番４号
破産者　武本　　昇
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４６６号
埼玉県川口市領家１丁目21番13号　レオパレス松尾104号、旧住所埼玉県上尾市富士見１丁目７番21号　パンシオン上尾ＮＯ１―101
破産者　池内　浩一
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５１０号
埼玉県上尾市大字小敷谷641番地１　エル・シティ641―105
破産者　野島　弘美
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５１１号
埼玉県上尾市大字小敷谷641番地１　エル・シティ641―105
破産者　野島　裕紀
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５６５号
さいたま市緑区大字大間木557番地　グリーンハイツ岡村105、旧住所埼玉県川口市柳崎５丁目10番30―305号　シャリエ東浦和
破産者　橋本　　誠
1　決定年月日　平成29年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係